申請期限が近づいています。忘れていませんか?

~北海道胆振東部地震に関する支援制度~

平成30年北海道胆振東部地震で被災した住宅の被害状況によって、下表のような生活再建や住宅再建 への支援制度があります。期限が近づいている制度もありますが、申請はお済みでしょうか?

ご自身のり災区分、申請の有無をいま一度ご確認いただき、申請がお済みでない方は早急に申請をお 願いします(なお、いずれの制度も一度申請された方は対象になりません)。

申請方法などについてご不明な点がございましたら、下記までご連絡・ご相談ください。

制度	概要	対象者	申請締切	問合せ
災害義援金	住宅のり災区分に応じて義 援金を配分	被災当時、安平町に在 住の方	随時ご相談ください	総務課 復興・生活再建支援室 ☎ ② 2511
被災者生活 再建支援金 (加算支援金)	基礎支援金を受けた世帯に 対し、住宅の再建方法(建 設・購入、補修、賃貸)に 応じて加算金を支給	<u>り災区分</u> 大規模半壊以上または 半壊し住宅を解体	令和3年 10月5日似	健康福祉課 福祉グループ ☎ 29 7071
被災者住み替え 支援金	「新築・中古住宅購入」、 「修理」、「町内賃貸住宅へ の転居」、「町内への引越 し」へ支援金を支給	り災区分 半壊以上 賃貸住宅・引越しは仮 設住宅等の居住者	令和3年 3月31日(x)	総務課 復興・生活再建支援室 ☎ ② 2511
一部損壊 住家修理金	り災区分で一部損壊の判定 を受けた住家を修理した世 帯へ修理金(上限5万円) を支給	り災区分 一部損壊		
墓石修理等 見舞金	被害を受けた町内墓地の使 用者に見舞金(上限5万 円)を支給	墓石の修理・墓じまい をした墓地の使用者	令和4年 3月31日休	
井戸修理等 見舞金	被害を受けた飲料用に使用 していた井戸の修理等を 実施した方に見舞金(上限 5万円)を支給	り災区分 一部損壊以上	令和3年 3月31日似	税務住民課 住民生活グループ ☎ ② 2940
浄化槽修理等 見舞金	被害を受けた浄化槽の修理 等を実施した方に見舞金 (上限5万円)を支給	り災区分 一部損壊以上		



すべての相談の相談料が こなりました。

コタエを 出します

相談予約

0144-35-8373

札幌弁護士会 苫小牧法律相談センター

何でも買取いたします! 古本出張買取の多

- 全ての本にお値段を付けて買取
- ・100 冊ごとに 500 円ずつアップ
- ・梱包材不要、整理不要、自宅まで取引

安平町追分本町4丁目 22 番地(店長:村田)

電話: 080-9615-1939 ※受付時間 19時~22時(日中の着信で夜に折り返し致します)

E-mail: books-hokkaido@suukiendou.com URL: https://suukiendou.com 【古物商】北海道公安委員会許可 第101230001111号



広告欄

